

令和7年第4回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年4月15日（火）午後1時26分から午後1時42分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	出席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	出席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	欠席
8番	阿部 庄一	出席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
5番	星 美代子
6番	川上 敦史

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
主幹	菅野 正浩
副主幹	寺島 正幸

6. 議事

- 報告第 1号 令和7年第4回総会までの主な行事について
- 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第10号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

会 長 ただいまより令和7年第4回農業委員会総会を開催いたします。

(あいさつ)

会 長 続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、5番 星美代子委員と6番 川上敦史委員にお願いします。

なお、欠席は7番 永澤広美委員であります。事務局では加藤局長が欠席であります。

それでは、次第4の議事に入ります。

報告第1号 令和7年第4回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号 令和7年第4回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

3月6日から19日まで新地町議会定例会が開催されておりました、加藤局長が対応しております。

3月24日、県農業会議理事会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

同じく24日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

3月25日、防霜対策本部会議が役場で開催され、清野会長が出席しております。

4月10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、目黒（文）委員、横山（智）委員、小野委員、八巻委員、事務局で調査を実施しております。

以上でございます。

会 長 ただ今事務局から報告第1号について報告がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から5番を事務局より報告を求めます。

事 務 局 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。2ページをご覧ください。

賃借人毎に一括してご報告いたします。賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。

1番については、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃貸

人の都合による所有権移転のため、令和7年2月28日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しを行うものであります。

解約後の所有権移転は、本議案第8号に上程されております。

2番については、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃貸人の都合による所有権移転のため、令和7年3月13日付けで賃貸借を解約し、令和7年3月14日付けで土地の引き渡しを行うものであります。

解約後の所有権移転は、本議案第8号に上程されております。

3ページをご覧ください。

3番から5番については、農地中間管理事業法による賃貸借権の合意解約で、福島県農業振興公社を通しての貸借の解約となります。借入人の都合により、令和7年3月31日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しを行うものであります。

以上でございます。

会 長 　　ただ今、事務局から報告第2号について報告がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第2号については以上で終わります。
議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番をご説明いたします。4ページをご覧ください。

1番について、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。

取得する田は、水稻を栽培し、畑はジャガイモ・ネギ等の野菜を栽培する計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

2番について、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。

取得する田は、水稻を栽培する計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

5ページをご覧ください。

3番について、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。

取得する田は、水稻を栽培する計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

ます。

説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第8号の1番から3番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

阿部委員 3番の案件ですが、譲渡人と同姓同名の方がいるので、間違いのないようお願いします。

会 長 同姓同名の方がいるということで、間違いのないよう気を付けていただきたいと思います。

そのほか何かありませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり許可することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番は原案のとおり許可といたします。

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番についてご説明いたします。

議案は6ページ、資料は1ページから3ページになります。

申請人である譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。

登記地目は宅地となっておりますが、現況畑となっているため農地法の適用を受けるものであります。

転用の内容は、個人住宅で売買による所有権移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、都市計画法第8条第1項第1号に基づく用途地域で、第1種中高層住居専用地域に指定されているため、第3種農地と判断されます。第3種農地であるため、許可の要件は満たしております。

なお、備考欄に記載のとおり、地域計画区域外となっております。

説明は以上でございます。

会 長 この件に関しましては、4月10日に現地調査を行っておりますので、調査の

報告をお願いいたします。

横山(智)委員 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、4月10日に目黒文夫委員、小野裕康委員、八巻和夫委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明いたします。議案6ページと資料の1ページから3ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページに記載のとおりで、申請地は平坦な土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは議案第9号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

議案第10号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第10号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。議案の7ページから9ページをご覧ください。

これについては、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知により、農地等の利用における最適化の推進を図るため、毎年度、最適化活動の目標を設定し、翌年度に点検・評価を行うこととなっているため提出するものであります。

農業委員会の最適化活動を検証するため、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、令和6年度の活動状況を踏まえて各目標を設定しております。

7ページは現在の状況となっております、8ページ、9ページが最適化活動

の目標となります。

9ページの活動日数の目標につきましては月8日としております。また、新規参入相談会への参加目標として、ここ数年は参加しておりませんが、新規就農フェアへの出展を予定しております。

なお、令和7年4月8日付けで、福島県農業会議より、適切に設定されているとの確認を受けております。

議決された場合、最適化活動の目標は、福島県、新地町、福島県農業振興公社へ報告するとともに、最適化活動の透明性を確保するためホームページ等にて公表する予定であります。

説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第10号について、質疑に入ります。何かご質問、ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

 [「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに、異議ありませんか。

 [「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第10号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり決定し、福島県、新地町、福島県農業振興公社へ報告いたします。

 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和7年第4回農業委員会総会を閉会いたします。